

豊橋市建設工事に係る低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事は、第4条の規定により低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けた総合評価落札方式による競争入札を実施する工事とする。

(審査機関)

第3条 政令167条の10の2第2項に該当するか否かについての審査は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 設計金額が1件6,000万円以上の工事 建設工事審査会（以下「審査会」という。）
- (2) 設計金額が1件130万円を超え6,000万円未満の工事 建設工事審査会部会（以下「部会」という。）

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、次項に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、次項に掲げる額が、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

2 前項の調査基準価格の算定に当たり必要な額は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表第1に掲げる工事等の種類については、予定価格算出の基礎となった別表第1の①から⑤に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

3 特別なものについては、前2項の規定にかかわらず、契約ごとに10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で定める額とする。

(失格判断基準)

第4条の2 前条に規定する調査基準価格を下回り、かつ、次に掲げるいずれかに該当する価格で入札をした者は、失格とする。ただし、別表第2に掲げる工事等の種類については、別表第2の工事等の種類ごとの失格判断基準欄のいずれかに該当する入札を失格とする。

(1) 入札金額の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額未満である場合

ア 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 入札金額の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合

ア 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額

イ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額

ウ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

2 特別なものについては、前項の規定にかかわらず、契約ごとに失格判断基準を定めることができる。

(入札の執行)

第5条 契約担当課長は、当該入札において低入札価格調査制度を実施する旨を、事前に入札参加者に周知するものとする。

2 入札金額が調査基準価格を下回った場合には、入札執行者は、その旨を入札参加者に通知するものとする。

(調査の実施)

第6条 工事担当課長及び契約担当課長は、調査基準価格を下回り、かつ、失格判断基準以上の価格で入札（以下「低入札」という。）をした者のうち総合評価による評価値が最も高い者（以下「落札者となるべき者」という。）に対し、政令第167条の10の2第2項に該当するか否かについて、次に掲げる事項により事情聴取及び調査を行うものとする。

(1) その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書及び下請予定者等からの見積書等を徴収）

(2) 手持ち工事の状況

(3) 手持ち資材の状況

(4) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(5) 労務者の具体的供給見通し

(6) 過去に施工した公共工事等及び工事成績

(7) 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等への照会）

(8) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）

(9) その他必要な事項

2 前項による調査を行う場合で必要と認めるときは、工事担当課長及び契約担当課長は、豊橋市総合評価委員会に意見を求めることができる。

- 3 契約担当課長は、前2項による調査結果（以下「調査結果」という。）を低入札価格調査書（様式1）に記入するものとする。
- 4 低入札をした者は、当該入札後における職員の事情聴取に協力しなければならない。

（調査基準価格を下回る価格での入札があった場合の措置）

第6条の2 調査基準価格を下回る価格で契約する場合においては、当該工事に定める配置予定技術者は当該工事の求める要件に関わらず専任で配置するものとし、当該工事に定める配置予定技術者と同等以上の資格を有する担当技術者を専任で現場に追加配置することとする。

- 2 前項の技術者を配置できない者は失格とする。
- 3 第1項の規定による費用は受注者の負担とし、契約変更の対象としない。

（調査結果の報告）

第7条 契約担当課長は調査結果を審査会又は部会に報告し、その審査を受けるものとする。

（落札者の決定）

第8条 審査会又は部会は、当該落札者となるべき者の入札が政令第167条の10の2第2項に該当すると認めるときは、その者を落札者とせず、他の入札者のうち総合評価による評価値が最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について改めて第6条による調査を行うものとする。

（入札者への通知）

第9条 契約担当課長は、前条の規定により契約の相手方が決定した場合には、直ちにその旨を当該入札参加者に通知しなければならない。

（調査基準価格を下回る価格で契約締結をした後の措置）

第10条 調査基準価格を下回る価格で工事請負契約を締結した場合、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 下請企業に係る社会保険等法定義務を履行した証明書等
 - (2) 下請に関わるすべての支払いが適正に行われたことを証する書類
 - (3) 従事したすべての自社労務者に係る給与、賃金が適正に支給されたことを証する書類
 - (4) 下請業務に従事したすべての労務者に係る給与、賃金が適正に支給されたことを証する元請企業としての調査報告書等
 - (5) 主要材料の支払いの根拠がわかる材料受払い簿、入荷伝票、材料費の請求書、領収書等
 - (6) その他必要と認める書類
- 2 前項に規定する書類等の提出がない場合又は契約前の事情聴取で確認した内容等が適正に行われたと認められないときは、指名停止の対象となる場合がある。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第3条については、豊橋市建設工事審査会の承認後の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用する。

(経過措置)

- 2 予定価格の算定に当たり、消費税及び地方消費税の税率を8パーセントとしたものについては、第4条第1項中「100分の110」とあるのは「100分の108」と、「110分の100」とあるのは「108分の100」として適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

工事等の種類	①	②	③	④	⑤
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。）	機器単体費の額に10分の9.07を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等（ただし、下記に該当する工事等を除く。）	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	

別表第2

工事等の種類	失格判断基準
<p>機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。）</p>	<p>○入札金額の積算内訳である機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合</p> <p>ア 機器単体費の額に10分の6.9を乗じて得た額</p> <p>イ 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額</p> <p>○入札金額の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合</p> <p>ア 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ウ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p>
<p>公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等（ただし、下記に該当する工事等を除く。）</p>	<p>○入札金額の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の9 を乗じて得た額に10分の7.5を乗じて得た額未満である場合</p> <p>○入札金額の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合</p> <p>ア 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ウ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p>
<p>公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等</p>	<p>○入札金額の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の8 を乗じて得た額に10分の7.5を乗じて得た額未満である場合</p> <p>○入札金額の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合</p> <p>ア 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 直接工事費に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ウ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p>

低入札価格調査書

入札日時 年 月 日 (時 分)	工 事 名 工事場所 業 者 名		
調査基準価格	円	入札価格	円
1. その価格により入札した理由			
2. 手持ち工事の状況			
3. 手持ち資材の状況			
4. 資材購入先及び購入先と入札者との関係			
5. 労務者の具体的供給見通し			
6. 過去に施工した公共工事等及び工事成績			
7. 経営状況			
8. 信用状態			
9. その他の事項			
総合評価			